

司法院釈字第 380 号（1995 年 5 月 26 日）*

争 点

大学法施行細則二二条一項後段に定めた「各大学の共通の必修科目に合格しないものは、卒業しえないものとする」との規定、及び同条 3 項に定めた「各大学の共通の必修科目は、教育部[文部省]が各大学の関係者を招集し共同にこれを定める」との規定は、憲法一一条が保障する学問の自由との趣旨に合うか。

（大學法施行細則第二十二條第一項後段「各大學共同必修科目不及格者不得畢業」之規定，以及同条第三項「各大學共同必修科目，由教育部邀集各大學相關人員共同研訂之」之規定，是否合乎憲法第十一條所保障之學術自由的宗旨？）

キーワード

学問の自由（學術自由）、大学の自治（大學自治）、大学法（大學法）

解釈文：教授の自由に関する憲法一一条の規定は、学問の自由に対する制度的保障であり、大学教育について言えば、研究の自由、教授の自由及び学習の自由などの事項を含むものである。大学法一条二項は「大学は学問の自由を受けるものであり、また法律の

規定範囲内に、自治権を享有する」と規定し、その自治権の範囲は、研究や教授と自由いった学問の自由と直接関連する事項を含むものである。

大学における課程を如何に定めるかとのことについては、大学

*翻訳者：李仁森

法には明文に欠けているにもかかわらず、これが教授、および学習の自由にかかるものであるため、学問の自由に関する重要な事項であり、大学の自治の範囲内にある。憲法一六二条には、「全国の公私立教育・文化機関が法律により、國家の監督を受ける」との規定を有すると言えども、國家が大学の自治に対する監督は、法律の規定範囲内に行うものであり、更に憲法二三条に定めた法律の留保という原則に合致しなければならない。大学の必修課程について、法律の明文規定のものを除き、その規定も前記大学の自治の原則に合わなければならない。大学法施行細則二二条三項は、「各大学の共通の必修科目は、教育部[文部省]が各大学の関係者を招集し共同にこれを定める」と規定しているが、ただ大学法は、共通の必修課程をともに定めるよう、各大学を招集することを教育部に授権していないので、大学法施行細則は、大学法の規定していない制限を増やすものではない。

一方、同条一項の後段には「

各大学の共通の必修科目に合格しないものは、卒業しえないものとする」との規定は、卒業する条件への制限にかかるものであるため、これにより各大学が共同な履修科目を定めることは、卒業を制限する実質的な効果をもたらすこととなる。しかし、大学法二三条、二五条、及び学位授与法二条、三条の規定により、卒業する条件は大学の自治に属する範囲である。そのため、大学法施行細則二二条一項後段が大学法の規定を越越し、同条三項が大学法の授権を得ず、ともに上記憲法の趣旨に合わないので、本解釈が公布された日より、遅くとも満一年の時点に、その効力を失するものとする。

解釈理由書：憲法一一条に教授の自由との規定は、学問の自由の保障を目的とする。学問の自由の保障は、大学の組織、その他の制度面において確保するものであり、すなわち制度的保障である。大学の学問の自由を保障するためには、大学の自治を認めるものであり、その研究、教授、及び学習の

活動などが不当な干渉を受けないよう、担保することにより、大学に組織経営の自治的権限を享有させ、個人に学問の自由を享有させるものである。大学法一条二項は「大学は学問の自由を受けるものであり、また法律の規定範囲内に、自治権を享有する」と規定している。そのため、教育の主管機関が大学に対する監督は、法律の授権を有するべきであり、且つ又その法律自身も憲法二三条に定めた法律の留保との原則に合致しなければならない。

蓋し学問の自由は、教育の発展と密接な関係に存しており、その発展の過程から言えば、国家権力からの干渉を免れる学問の自由は、まず研究の自由と教授の自由に現れる。その保障する範囲をも、その他の重要な学術的活動に延ばすものとし、凡そ学問の探求、真理の発見などに関するもので、例として研究動機の形成や、研究計画の提出、研究グループの結成、研究予算の拠出、配分、研究成果の発表について、保障を受けるのみならず、社会から提供さ

れる資源を享有させるものである。研究以外に、教授、及び学習の範疇に関する事項について、例として課程の設計、科目の制定、授業の内容、学力の評定、試験の規則、学生の学科及び課程に対する選択の自由、及び学生の自治を保障の範囲内にある。その他、大学内部の組織、教員の採用及び資格の評価も、また大学の自治の権限に属する。これに対し、特に外部からの不当な干渉を避けるものとする。大学法四条、一一条、二二条、二三条、及び私立学校法三条の前段に、ともに大学が国家の監督を受けるものとの趣旨を定めたが、ただ教育の主管機関は、法によりその監督権行使する際に、前記学問の自由の保障を受ける事項への介入を避けなければならない。

大学における課程の自主については、教授、及び学習の自由に関する以上、学問の自由にかかる重要な事項に属し、大学の課程の制定と配置は、大学の自治、及び学問の責任との原則に即して扱われるものである。大学法二三条は

大学における修業年限の延長と短縮について、大学が自らの制定後、教育部[文部省]に上程し照会してから実施されると定めた。そのゆえに教育部が各大学の運営に対し、ただ適法にして監督する地位に位し、教育部の監督権の行使は、学問の自由への保障、及び大学の自治への尊重に合致するよう、法律の規定していない制限を増やすことができるのは、当然のことである。

大学の必修課程は、法律の明文を除いて、その制定も上記の大学の自治の原則に合致すべきである。大学法施行細則二二条三項は、「各大学の共通の必修科目は、教育部[文部省]が各大学の関係者を招集し共同にこれを定める」と規定しているが、ただ大学法は、共同な履修をともに定めるよう、各大学を招集することを教育部(文部省)に授権していないので、大学法施行細則は、大学法の規定していない制限を増やすものではない。教育部（文部省）がこれにより各大学の共同な履修科目を定めたのは、各大学が関連する

科目を制定する際のガイドラインを提供するにすぎない。同条一項の後段には「各大学の共通の必修科目に合格しないものは、卒業しないものとする」との規定は、卒業する条件への制限にかかるものであるため、これにより各大学の共通の必修科目を定めたことは、卒業を制限する実質的な効果をもうたらすこととなった。しかし、大学法二三条、二五条、及び学位授与法二条、三条の規定により、卒業する条件は大学の自治に属する範囲である。

そのため、大学法施行細則二二条一項後段が大学法の規定を越越したものであり、また同条三項が大学法の授権を得ず、ともに上記憲法の趣旨に合わないので、本解釈が公布された日より、遅くとも満一年の時点で、その効力を失るものとする。この期間中、大学の共通の必修科目の制定は、大学の自治の精神に即し法律により明文で規定されるべきであり、または大学の課程を制定するための自主的な手続により、各大学により、自ら制定されるべきであり、

併せて、ここで声明する。

本解釈は、林永謀大法官・楊慧英大法官による補充意見書、董翔飛大法官・施文森大法官・曾華松大法官による反対意見書がある。